

参考資料4

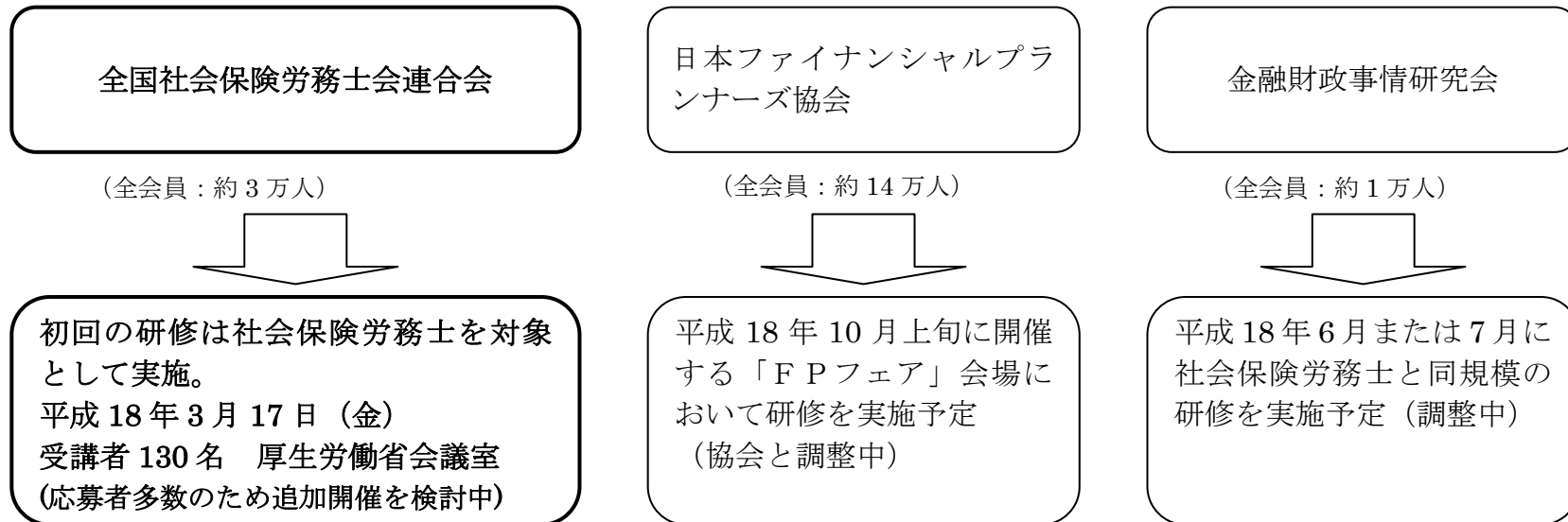
社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修の実施について

目的

「業務改革プログラム」に基づく取組みとして行う研修であり、民間における年金相談の促進と質の向上を図ることを目的とする。

実施方法

社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーの代表団体を通じ、相談業務における留意点や具体的な相談事例などについて団体別に研修を実施する。



(3) 相談業務の質の向上

参考

※「業務改革プログラム」より抜粋

(到達目標)

- すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。



(これまでの取組)

- 年金相談件数の増加に対応し、かつ、相談者のニーズに応じた的確な対応を行うことができるよう、
 - ・ 社会保険労務士の資格を有する者への年金相談員の委嘱
 - ・ 年金相談員の研修の定期的な開催等を実施。



(今後の取組)

- 年金相談員のスキルに応じた研修の実施、年金相談業務のマニュアル作成等により、年金相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備。

【実施スケジュール】

平成17年度 年金相談員のスキル把握及び研修カリキュラムの作成

平成18年度 年金相談員担当者のレベル別研修の実施

- 民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修の実施【平成17年度中に開始】。